豊川市告示第１０５号

令和７年豊川市告示第１７５号（市が発注する物品の製造及び販売、物品の買受け、役務の提供等の指名（一般）競争入札に参加する者に必要な資格、その資格審査の申請の方法等）の一部を次のように改正し、令和８年１１月１日から施行する。

令和８年１０月２８日

豊川市長　竹　本　幸　夫

改正後	改正前
１・２　（略） ３　（略） ⑴・⑵　（略） ⑶　添付書類 ⑵による送信の後、次の書類を添付書類として各１部提出すること。添付書類は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が⑵による送信の日前３月以内のものとすること。 ア　法人の場合 ㋐・㋑　（略） ㋒　納税証明書（愛知県税）（愛知県に納税義務のある者に限る。） 愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税　　の納税証明書（未納の税額がないこと用） ㋓　（略） イ　個人の場合 ㋐～㋒　（略） ㋓　納税証明書（愛知県税）（愛知県に納税義務のある者に限る。）	１・２　（略） ３　（略） ⑴・⑵　（略） ⑶　添付書類 ⑵による送信の後、次の書類を添付書類として各１部提出すること。添付書類は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が⑵による送信の日前３月以内のものとすること。 ア　法人の場合 ㋐・㋑　（略） ㋒　納税証明書（愛知県税）（愛知県に納税義務のある者に限る。） 愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用） ㋓　（略） イ　個人の場合 ㋐～㋒　（略） ㋓　納税証明書（愛知県税）（愛知県に納税義務のある者に限る。）

愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税の納税証明書（未納の税額がないこと用） (ｲ)　（略） ⑷・⑸　（略） ４～１０　（略）	愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用） (ｲ)　（略） ⑷・⑸　（略） ４～１０　（略）